

住まいる アシスト (1/3)

平成27年1月5日現在

1. 商 品 名	住まいる アシスト			
2. ご利用 いただける方	以下の条件をすべて満たす個人の方 ・当金庫の営業地域にお住まい、またはご勤務（営業）の方 ・日本国籍を有する方、または永住許可等を受けている方 ・信用上問題なく反社会的勢力に該当しない方 ・ご利用時の年齢が満20歳以上満65歳未満で、最終ご返済の年齢が満80歳未満の方 ・公務員・医師・弁護士・公認会計士・税理士の方は勤続1年以上の方 ・正社員（一般）の方は勤続2年以上の方 ・正社員（親族経営法人勤務）の方は勤続2年以上かつ通年決算2期以上の方 ※勤務先の法人について、通年決算2期以上の業歴が必要となります ・法人役員、個人事業主の方は、勤続2年以上かつ通年決算2期以上の方 ・前年の税込み年収が100万円以上で、引続きご返済に見合う安定した収入が見込まれる方 ・団体信用生命保険にご加入できる方 ※ただし、告知事項があり、同保険にご加入できない方でもご利用できる場合もございますのでご相談ください ・当金庫所定の取扱基準を満たし、かつ保証会社の保証を受けられる方 ※借地（普通借地）のお取扱いも可能です			
3. お 使 い み ち	・リフォーム（修改善・改築）資金 ・住宅ローンの借換資金（ただし、土地のみの借換はできません） ※一定の条件を満たせば借換資金にリフォーム資金を含めてご利用いただけます ※返済実績が3年以上あり、かつ直近1年間に遅延のない方が対象となります ・上記に関する諸費用			
4. ご 融 資 限 度 額	100万円以上1,000万円以内（1万円単位） （累積保証金額10,000万円以内） ただし、次の融資限度額内とします <table><tr><td>リフォーム資金（諸費用含む）の場合…100万円以上500万円以内</td></tr><tr><td>借換資金（諸費用含む）の場合…100万円以上～1,000万円以内</td></tr><tr><td>諸経費資金の場合…100万円以上～500万円以内</td></tr></table>	リフォーム資金（諸費用含む）の場合…100万円以上500万円以内	借換資金（諸費用含む）の場合…100万円以上～1,000万円以内	諸経費資金の場合…100万円以上～500万円以内
リフォーム資金（諸費用含む）の場合…100万円以上500万円以内				
借換資金（諸費用含む）の場合…100万円以上～1,000万円以内				
諸経費資金の場合…100万円以上～500万円以内				
5. ご 利 用 期 間	以下の範囲内とします <table><tr><td>主たる資金使途と2本立て（併用）申込の場合…申込主たる資金使途と同じ期間</td></tr><tr><td>リフォーム資金・借換資金単独申込の場合…2年以上20年以内</td></tr></table>	主たる資金使途と2本立て（併用）申込の場合…申込主たる資金使途と同じ期間	リフォーム資金・借換資金単独申込の場合…2年以上20年以内	
主たる資金使途と2本立て（併用）申込の場合…申込主たる資金使途と同じ期間				
リフォーム資金・借換資金単独申込の場合…2年以上20年以内				
6. ご 融 資 利 率	「全期間固定金利」「変動金利」のいずれかをお選びいただきます ※住宅ローンの金利は毎月見直しを行っておりますので、最新の金利については窓口等へお問合せください			
7. ご 返 済 方 法	元利均等返済（ボーナス時増額返済のお取扱いも可能です） 6カ月毎のボーナス時の増額返済は、ご融資額の50%以内です 詳細については、後記の【ご返済方法について】をご覧ください			
8. 保 証 会 社	全国保証株式会社			
9. 保 証 人	全国保証株式会社の保証をご利用いただきますので、保証人は原則不要です ※ただし、担保提供者及び所得合算者は、連帯保証人若しくは連帯債務者となっております			
10. 担 保	抵当権の設定は不要です ※借換の場合、対象物件に設定されている抵当権等をすべて末梢することが条件となります			



杜の都信用金庫

住まいる アシスト (2/3)

11. 手数料・保証料	(1) 手数料について 別紙1「住宅ローン手数料一覧表」よりご確認ください (2) 保証料について お借入期間、お借入金額、担保評価等により、保証料を一括してお支払いいただきます 【お借入期間20年　ご融資金額100万円の場合の保証料】 <table><tr><th colspan="2">1st stage</th><th colspan="2">2st stage</th></tr><tr><td>通常保証料</td><td>11,369 円</td><td>通常保証料</td><td>14,211 円</td></tr><tr><td>超過保証料</td><td>42,635 円</td><td>超過保証料</td><td>71,059 円</td></tr></table> ※詳細は別紙2「住宅ローン保証料一覧表」よりご確認ください	1st stage		2st stage		通常保証料	11,369 円	通常保証料	14,211 円	超過保証料	42,635 円	超過保証料	71,059 円
1st stage		2st stage											
通常保証料	11,369 円	通常保証料	14,211 円										
超過保証料	42,635 円	超過保証料	71,059 円										
12. 火 災 保 険	借地の場合は、対象物件への火災保険付保を条件とさせていただきます												
13. 生 命 保 険	当金庫指定の団体信用生命保険にご加入いただきます (保険料は当金庫が負担します)												
14. 債務返済支援保険	病気やケガで30日以上入院（医師の指示による自宅療養を含みます）を余儀なくされた場合に、住宅ローン返済金相当額を保険金としてお支払いする保険です 加入をご希望の方は、住宅ローン申込時にご相談ください (保険料は当金庫が負担します)												
15. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室（8時30分～17時、電話：022-222-8076）にお申し出ください。 (2) 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所にお申し出ください。												
16. 金利情報及び返済 試算額の入手方法	最新の金利については、当金庫本支店窓口までお問合せください また、返済予定額を試算いたしますので、お気軽にお申し付けください												



杜の都信用金庫

住まいる アシスト (3/3)

【ご返済方法について】

(1) 全期間固定金利型について

適用金利は、市場金利等を指標とした当金庫が定めた利率で、お借入時に定めた利率が最終返済日まで適用されますので、毎月の返済額も最終返済日まで一定額となります

(2) 変動金利型について

①当金庫住宅ローン基準金利に連動して、毎年4月1日と10月1日の年2回融資利率を見直します

4月1日の新利率は、7月の返済分から、10月1日の新利率は、翌年1月の返済分から適用します
変更後の融資利率・返済額に占める元金および約定利息の割合等は、書面によりお知らせします

②変動金利期間中、当金庫所定の金利選択に係る書面を、変更希望日（約定返済日）の原則として7営業日前までにご提出いただくことにより、固定金利選択の特約を結ぶことができます

③固定金利を選択される際には、手数料が必要となります

④10月1日での融資利率の見直しが5回経過するまでは、返済額は変わりません

したがって、融資利率の変更があっても、返済中の元本分と利息分の割合を調整し、5年間は返済額が変わりません

なお、5回目の見直しごとに算出した新返済額は、旧返済額の1.25倍を上限とします

⑤融資利率の変動により④の返済額内訳の調整がなされその結果、支払うべき利息が所定の毎回返済額を超える場合は、その超過額（以下「未払利息」といいます）を新融資利率適用による第2回返済日以降の毎回返済額の中に含めて支払うものとし、その充当順序は、未払利息・約定利息・元金の順とします
最終回返済額は、毎回返済額にかかわらず、残存元金額とその利息に未払利息を加えた金額とします

